

航空基地周辺の空気調和機器機能復旧工事の促進（概要） — 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「住宅防音工事は、適時に実施されるべきものであり、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅は優先的に実施されるべきものであると考えられる。」等の意見を踏まえて、平成 26 年 10 月 31 日、防衛省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私は、宮崎県にある新田原^{にゅうたばる}基地周辺に居住しており、10 年以上前に住宅防音事業に係る助成金を受けて空気調和機器の取付工事を行ったが、最近になって空気調和機器のうち冷暖房機（エアコン）が故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため、住宅防音工事希望届（以下「希望届」という。）を提出してからエアコンが修理されるまで約 1 年以上待つていただくことになる」旨の説明を受けた。エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

（注） 本件は、宮崎行政評価事務所が受け付けた相談である。

○ 空気調和機器機能復旧工事の概要

防衛省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）の規定に基づき、自衛隊等の航空機の音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、住宅防音工事の助成を行っている。住宅防音工事のうち空気調和機器機能復旧工事とは、住宅防音工事が完了した日から10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機、換気扇及びレンジフード）の取替えを行うものである。

○ 希望届の提出から空気調和機器機能復旧工事の実施まで 1 年以上を要する理由

住宅防音工事の助成は、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成23年防衛省訓令第14号）の規定に基づき、予算の範囲内において補助金を交付するものとされているが、助成に必要な予算が不足しているため、希望届の提出から空気調和機器機能復旧工事の実施まで 1 年以上を要するものとなっている。

○ 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事の優先的実施及びその周知状況

防衛省地方協力局長通知において、高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅は、優先的に工事を実施するものとされているが、当省が各地方防衛局等で配布されている希望届等を確認したところ、その旨を記載していない様式を使用している地方防衛局等が確認された。

（あっせん要旨）

防衛省は、住宅防音工事の希望者に対して早期に工事が完了するよう引き続き関係財源の確保に努める必要があり、また、その際、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事が優先的に実施されるよう、各地方防衛局等に対し、地方協力局長通知の趣旨を徹底して事務処理を行うよう指導する必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、希望届の提出から空気調和機器機能復旧工事の実施までに要する期間が短くなり、特に高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の住宅防音工事が優先的に実施されるようになる。

本件に係る制度の概要

1 空気調和機器機能復旧工事の概要

防衛省は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号。以下「環境整備法」という。）第 4 条の規定に基づき、自衛隊等の航空機の音響に起因する障害を防止し、又は軽減するため、対象住宅の所有者等に対する住宅防音工事の助成を行っている。

助成に要する補助金の交付は、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱」（平成 23 年防衛省訓令第 14 号。以下「交付要綱」という。）第 16 条により、予算の範囲内とされている。

本件相談に係る工事は、住宅防音工事（防音工事、空気調和機器機能復旧工事、防音建具機能復旧工事の 3 種類に大別される。）のうち、「空気調和機器機能復旧工事」である。同工事は、住宅防音事業が完了した日から 10 年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器（冷暖房機、換気扇及びレンジフード）を対象として、機器の取替えを行うものである。

また、交付要綱では、i) 助成の措置は、住宅防音工事を行う補助事業者等に対する補助金の交付により行う（第 3 条）、ii) 補助の額は、工事に係る経費の 10 分の 9 とする（第 6 条）、iii) 地方防衛局長は工事を希望する者から住宅防音工事希望届（以下「希望届」という。）を提出させる（第 7 条）とされている。

2 希望届提出から工事までの流れ

空気調和機器機能復旧工事を含む希望届提出から工事までの流れは、次のとおりとなっている。

- ① 空気調和機器機能復旧工事の希望者は、国に希望届を提出する。
- ② 国は工事対象住宅の審査を行い、対象となる場合、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布する。
- ③ 希望者は国に住宅防音事業補助金交付申込書を提出する。
- ④ 国は現地調査を行い、居住状況等申込内容の確認を行った上で、希望者に対して補助金の内定通知を行う。
- ⑤ 国は、希望者から提出された補助金交付申請書の内容を審査した上で希望者に交付決定を行う。
- ⑥ 交付決定以降、希望者は工事請負業者との契約に基づき工事を実施する。
（以下、工事終了後の手続（工事完了検査等）は省略）

3 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅に対する住宅防音工事实施基準

防衛省は、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施に関し必要な事項を定めるため、交付要綱第 26 条の規定に基づき、「防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について」（平成 25 年 4 月 9 日付け防地防第 5185 号地方防衛局長等宛て地方協力局長通知。以下「局長通知」という。）を発出している。

局長通知において、空気調和機器機能復旧工事を含む住宅防音工事は、工事希望者から

提出された希望届を防音工事及び機能復旧工事の各工事区分で整理し、原則として希望届の受付順に実施するものとするとしているが、i) 特に騒音が激しい地域に所在する住宅、ii) 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅（以下「高齢者世帯等」という。）は、優先的に実施するものとするとしている。

4 空気調和機器機能復旧工事の執行額及び施工世帯数

空気調和機器機能復旧工事は、平成元年度から実施されており、24年度までに延べ約25万世帯の工事が実施されている。

最近5年間の実績をみると、下表のとおり、執行額は約29億円から38億円の間で推移しており、また、施工世帯数は、約1万1,000世帯から1万4,000世帯の間で推移している。

表 空気調和機器機能復旧工事の執行額及び施工世帯数の状況

区分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
執行額	約32億円	約34億円	約38億円	約29億円	約31億円
施工世帯数	約1.1万世帯	約1.3万世帯	約1.4万世帯	約1.1万世帯	約1.2万世帯

(注) 1 本表は、防衛省の資料を基に当省が作成した。

2 数字は概算である。

3 平成24年度の一セ帯当たりの施工額は、約26万円となっている。

5 平成24年度末における空気調和機器機能復旧工事未実施世帯及び25年度の希望世帯数の見込み

平成24年度末の時点で、約1万5,000世帯に対する工事が未実施となっており、25年度の新たな工事希望世帯は、約1万2,000世帯を見込んでいる。

6 地方防衛局等における高齢者世帯等への配慮の状況

防衛省は、上記3のとおり、住宅防音工事を行うに当たっては、高齢者世帯等を優先して行うよう9地方防衛局（東海防衛支局を含む。以下同じ。）に通知しているが、当局において確認した結果、次のような状況がみられた。

① 平成26年6月26日に9地方防衛局のホームページを確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨を記載しているのは、北関東防衛局及び南関東防衛局のみであり、残る7地方防衛局では、このような記載がなかった。

なお、平成26年8月12日に改めて確認したところ、9地方防衛局のホームページで記載されていた。

② 平成26年6月9日に南関東防衛局において、25年度に工事を実施した厚木基地に係る希望届等を確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されており、その旨の記入のあった高齢者世帯等を優先する取扱いが行われていた。

一方、平成26年6月26日に九州防衛局で25年度に工事を実施した新田原基地に係る希望届等を確認したところ、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されておらず、また、希望届提出後の現地確認等においても高齢者世帯等であることの確認は行われていなかった。

③ 各地方防衛局が作成する希望届は、地方防衛局、防衛事務所等から直接希望者に配布されているほか、住宅防音工事の対象区域を含む一部の市町村からも配布されている。

平成 26 年 8 月 12 日及び 13 日に住宅防音工事の対象区域を含む全国 89 市町村の中から 16 市町村を抽出して確認したところ、15 市町村で希望届が配布されていたが、このうち 12 市町村では高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されていなかった。

また、希望届が配布されていた上記 15 市町村の中には、上記①の平成 26 年 6 月 26 日のホームページ確認において、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の周知・広報をしていた北関東防衛局及び南関東防衛局管内の 3 市町村が含まれているが、このうち 1 市町村については、高齢者世帯等であることを希望届に記入する旨の注意事項が記載された様式が使用されていなかった。

本件相談に係る防衛省の意見

1 空気調和機器機能復旧工事の待機世帯の解消について

住宅防音事業は周辺対策事業の重点施策として推進してきたところであり、今後も引き続き所要の予算確保に努め、可能な限り早期に工事を実施できるよう努めてまいりたい。

2 高齢者世帯等への配慮について

高齢者世帯等への配慮について住宅防音工事の実施に際しては、局長通知により高齢者世帯等を優先することとしている。また、各地方防衛局等のホームページにおいても、高齢者世帯等で、工事を優先的にを行うことを希望する者は、希望届の余白に、「高齢者」、「乳幼児」又は「障害者」と記入する旨を既に周知している。いずれにしても、高齢者世帯等の防音工事については優先的に実施してまいりたい。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長